



# 埼玉県報

第 3002 号  
平成 30 年(2018 年)  
5 月 15 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 文書管理・財務会計・旅費システム運用業務に関する契約の相手方等の公示（総務事務センター）
- 平成 30 年度職業訓練指導員試験の実施（産業人材育成課）
- 羽尾表前土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 金杉土地改良区の役員退任届（春日部農林振興センター）
- 葛西用水路土地改良区の役員変更届（春日部農林振興センター）
- 家畜伝染病（牛のヨーネ病患者）の発生（畜産安全課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託に関する入札公告（高校教育指導課）
- 県立特別支援学校スクールバス運行業務入札参加資格等に関する公示（特別支援教育課）
- 身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（熊谷建築安全センター）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
文書管理・財務会計・旅費システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費・文書管理システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額  
121,775,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約とした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号及び第2号に該当

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十一号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験を実施する免許職種及び科目

イ 免許職種

全職種

ロ 試験科目

学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

二 受験資格

イ 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。

(1) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者

(2) 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十条の二第二項各号のいずれかに該当する者又は同条第三項各号のいずれかに該当する者のうち、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科を免除されたもの

ロ イにかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

(3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者

三 試験期日

平成三十年七月二十八日（土）

四 試験会場

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目五番十四号

さいたま共済会館

五 受験申請の手續

イ 提出書類

(1) 職業訓練指導員試験受験申請書（受験票に六十二円分の郵便切手を貼り付けること。）

- (2) 履歴書
- (3) 受験資格を証明する書類
- (4) 写真（申請日前六月以内に正面上半身を無帽で撮影した縦四センチメートル、横三センチメートルの大きさのもの。裏面に氏名及び受験職種を記入すること。）二枚
- (5) 職業能力開発促進法施行規則第四十六条の規定に基づく試験の免除を受けようとする者にあつては、免除資格のあることを証明する書類
- (6) 長形三号（長さ二十三・五センチメートル、幅十二センチメートル）の封筒（受験者の氏名、住所及び郵便番号を記載し、八十二円分の郵便切手を貼り付けること。）一通

ロ 提出方法等

提出方法	受付場所及び提出日時等
郵送	郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 平成三十年六月一日（金）から六月二十九日（金）までの消印のあるものを有効とする。 なお、郵送方法は必ず簡易書留とすること。
持参	埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 平成三十年六月一日（金）から六月二十九日（金）までの午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から五時まで なお、持参する前に電話で予約をすること。

六 試験手数料の金額及び納付方法

イ 試験手数料の金額

三千百円。ただし、指導方法そのものが免除となる者は試験手数料は不要とする。

ロ 納付方法

三千百円分の埼玉県収入証紙を職業訓練指導員試験受験申請書に貼り付けて納付すること。

七 合格発表

平成三十年八月二十二日（水）から八月二十八日（火）まで埼玉県庁本庁舎一階南側玄関の掲示板上に掲示するほか、受験者に通知する。

八 その他

イ 職業訓練指導員試験受験申請書及び履歴書用紙は、埼玉県産業労働部産業人材育成課、各県立高等技術専門校、県立職業能力開発センター、各地域振興センター及び埼玉県職業能力開発協会において配布する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（日本工業規格A列四番の大きさの書類が入るもので、その表に送り先を明記し、百四十円分の郵便切手を貼り付けたもの）を同封すること。

ロ 試験に関し不明な点については、左記に問い合わせること。

埼玉県産業労働部産業人材育成課技能振興担当 電話〇四八（八三〇）四六

# 告示

## 埼玉県告示第五百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽尾表前土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	小久保 二三男	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百三十二番地
監事	内田 正男	同 同 羽尾千四百六十三番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	小久保 恒雄	埼玉県比企郡滑川町大字羽尾千四百三十二番地
監事	内田 嘉孝	同 同 同 羽尾千四百六十三番地

# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
金杉土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届  
出があった。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	田 中 清	埼玉県北葛飾郡松伏町大字金杉二千二百四十八番地



# 告 示

## 埼玉県告示第五百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
葛西用水路土地改良区から当該役員の氏名変更について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

	職名	氏 名	住 所
旧	理事	三ッ林 裕 巳	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
新		三ッ林 裕 己	

# 告示

## 埼玉県告示第五百四十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上田清司

ヨーネ病 牛	伝染病及び 家畜の種類	患畜及び 疑似患畜の区分	頭数又は 群数	発生場所又は 区域	発 生 年 月 日	処 置
患畜			一頭	さいたま市	平成三十年 四月二十三日	

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十六号

平成二十九年埼玉県告示第千百十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十七号

平成二十九年埼玉県告示第七百二十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十一日終了した旨測量計画機関である志木市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第五百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステムの機器賃貸借及び運用管理業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成31年1月1日（火）から平成35年12月31日（日）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書に示す各要求事項に適合することを認められ

た者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 新井 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 6 月25日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 6 月22日（金）午後 5 時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年 6 月25日（月）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 平成30年 6 月25日（月）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第 2 項の規定に該当する場合は、

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月11日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年6月5日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を



受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease of equipment for the Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau and Prefectural Schools.

(2) Time-limit for bidding:

By the electronic tender system : 10:30 a.m., June 25, 2018. By registered mail : 5:00 p.m., June 22, 2018. In person: 10:30 a.m., June 25, 2018.

(3) Contact Information:

High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken  
330-9301. Telephone: 048-830-6625

## 告示

### 埼玉県告示第五百四十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成三十年度及び平成三十一年度において埼玉県が締結する埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 一般競争入札参加資格者

埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）に関する審査（以下「資格審査」という。）を受けた結果、資格を有する者として認定を受けた者（以下「一般競争入札参加資格者」という。）とし、知事は、一般競争入札参加資格者を県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格登録名簿に登録するものとする。

#### 二 資格審査の認定を受けることができない者

次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三ホ又はへに該当することにより資格を取り消され、当該取消しの日から二年を経過しない者

ニ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適格であると認める者

ホ 次のいずれにも該当する者

(1) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて二年以上経過していない者

(2) 道路運送法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の免許若しくは許可を受けていない者又は当該免許若しくは許可を受けて五年以上経過していない者

(3) 道路運送法第三条第二号に規定する特定旅客自動車運送事業の許可を受け

た期間が、通算で五年未満の者

へ 運行業務に必要な許可を受けられない者

### 三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A、B及びCの三等級に区分して定める。

### 四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 道路運送法第二条第八項に規定する事業用自動車の台数

(3) 従業員の数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 総資本経常利益率

(3) 固定資産自己資本比率

ニ 営業期間

ホ 免許、許可又は過去の業務実績

ヘ 障害者の雇用の状況

ト ISO14001の認証取得状況

### 五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式の申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）

ハ 営業所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(2) 決算報告書の写し（申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。

ただし、申請日時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

ホ 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類

- (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
- (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
- (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前一年間の申告に係るもの）
  - へ 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前一年間の事業年度に係るもの）  
（法人県民税及び事業税にあつては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあつては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ト 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - チ 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
  - リ 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - ヌ ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - ル 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ヲ 在籍証明一覧表
  - ワ 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - カ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書
- 六 申請書の配布及び提出場所  
〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁第二庁舎十階 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当  
電話〇四八―八三〇―六八八五
- 七 資格審査の申請時期  
申請者は、随時に、申請書を知事に提出することができる。
- 八 申請者への通知  
知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。
- 九 資格の有効期間  
資格を認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。
- 十 申請書等の作成に用いる言語等  
イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額は、日本国通貨により表示しなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

#### 十一 資料の提出要求等

知事は、資格審査に際し必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

#### 十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

イ 商号、名称又は氏名

ロ 代表者又は代理人

ハ 住所又は所在地（代理人の住所又は所在地を含む。）

ニ 印鑑（実印、使用印又は代理人印）

ホ 資本金の額

ヘ 電話番号及びファクシミリ番号

ト 登録、免許、許可等に関する事項

チ 障害者の雇用の状況

リ ISO14001の認証取得状況

#### 十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

イ 二イ、ロ又はニのいずれかに該当する者となつたとき。

ロ 営業に関し必要な登録、免許、許可等の取消しを受けたとき。

ハ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ニ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。

ホ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三条又は第八条第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発又は排除措置命令を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めたとき。

へ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めたと  
き。

ト 安全運行の確保が困難であると認められるとき。

処 理 欄	受付日		登録番号
	年 月 日	市 町 村	

処理欄には記入しないでください。

### 埼玉県立特別支援学校スクールバス運行業務一般競争入札参加資格審査申請書

埼玉県が行う平成30年度及び平成31年度の埼玉県立特別支援学校のスクールバス運行業務の一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて資格審査を申請いたします。

また、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを宣誓します。

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申 請 者 (〒 - )  
 住所又は所在地  
 (ふりがな)  
 商号又は名称  
 (ふりがな)  
 代表者職・氏名 印  
 電話番号 ( - - )

#### ○添付書類

- ※1 一般競争入札参加資格審査項目票
  - ※2 営業経歴書（営業を開始した日から現在までの営業経歴を記載したもの）
  - ※3 営業所一覧表
  - ※4 申請者が法人の場合：次に掲げる書類
    - (1) 商業登記法第10条第1項に規定する登記事項証明書
    - (2) 決算報告書の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - ※5 申請者が個人の場合：次に掲げる書類
    - (1) 市町村長（特別区の区長を含む。）が発行する身分証明書の写し
    - (2) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し（被保佐人又は被補助人にあっては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）
    - (3) 所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）
  - ※6 県民税及び事業税の納税証明書（申請日の直前1年間の事業年度に係るもの）（法人県民税及び事業税にあっては埼玉県内の事業所に係るもの、個人県民税にあっては埼玉県内の住所地に係るもの）
  - ※7 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - 8 障害者雇用状況報告書の写し（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられている事業者のみ）
  - 9 障害者の雇用の証明書（障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者の雇用を行っている場合のみ）
  - 10 ISO14001認証取得登録証の写し（認証取得登録を受けている場合のみ）
  - 11 委任状（入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ）
  - ※12 在籍証明一覧表
  - ※13 運行業務に必要な許可に係る証明書等の写し（一般競争入札参加資格審査項目票及び営業所一覧表において指定するもの）
  - 14 同意書（被保佐人、被補助人又は未成年者の場合のみ）
- (注) 番号の前に※印を付してある書類は、添付を省略することができないものです。

## 1 使用印鑑

--

(注)「使用印鑑」とは、入札書、見積書、契約書及び請求書に押印する印鑑です。

## 2 申請日直前の事業年度2年間における契約状況

### (1) バス業務

乗合・貸切・特定	契約者	業務の内容	契約金額	契約期間
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月
				年 月～ 年 月

### (2) バス業務以外

発注者	業務の内容	契約金額	契約期間又は契約日

- (注) 1 2年間における主な業務で、契約金額の高いものから記載すること。  
 2 契約が毎年更新されている場合も、合算せずに契約ごとに記載すること。



# 告 示

## 埼玉県告示第五百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
身上指導支援システム用サーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年4月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額  
60,522,552円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成30年2月27日

## 告 示

### 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年五月十五日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 稗 田 明 弘

#### 一 許可番号

平成三十年五月十日

熊建セ第〇八二九〇〇〇一三号

#### 二 検査済証番号

平成三十年五月十日

熊建セ第五十号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字茅苅六百十八番一、六百十八番五、六百二十一番、六百二十七番一、六百四十番一

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県大里郡寄居町大字寄居字中町九百二十四番四、九百二十五番二

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番

株式会社ベルク 代表取締役 大島孝之

# 告 示

## 埼玉県公営企業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月十五日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 調達案件名及び予定数量  
埼玉県新三郷浄水場で使用する電気  
予定使用電力量 46,421,000 キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当  
埼玉県三郷市南蓮沼1番地
- 3 供給期間  
平成30年5月1日から平成31年8月31日まで
- 4 需要場所  
埼玉県三郷市南蓮沼1番地 埼玉県新三郷浄水場
- 5 落札者を決定した日  
平成30年3月29日
- 6 落札者の氏名及び住所  
東京電力エナジーパートナー株式会社  
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
- 7 落札金額（税抜）  
622,902,289円
- 8 落札者を決定した手続  
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日  
平成30年2月16日